

## 一般財団法人静岡県高等学校安全振興会役員等選任規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県高等学校安全振興会（以下「本会」という。）の役員  
の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理 事)

第2条 理事は、次の各号に掲げる者の中から選任するものとする。

- |   |      |
|---|------|
| (1) 静岡県公立高等学校及び静岡県立特別支援<br>学校のP T Aの代表者 | 4人以内 |
| (2) 高等学校及び特別支援学校の校長の代表者                 | 4人以内 |
| (3) 学校安全事業に関し学識経験を有する者                  | 2人以内 |
| (4) 本会事務局長の職にある者                        | 1人以内 |

(監 事)

第3条 監事は、次の各号に掲げる者の中から選任するものとする。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1) 静岡県公立高等学校のP T Aの代表者 | 2人以内 |
| (2) 高等学校及び特別支援学校の校長の代表者 | 1人以内 |

(評議員)

第4条 評議員は、次の各号に掲げる者の中から選任するものとする。

- |   |      |
|---|------|
| (1) 静岡県公立高等学校及び静岡県立特別支<br>援学校のP T Aの代表者 | 4人以内 |
| (2) 高等学校及び特別支援学校の校長の代表者                 | 4人以内 |
| (3) 学校安全事業に関し学識経験を有する者                  | 2人以内 |

附 則

この規程は、財団法人静岡県高等学校安全振興会の設立許可のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月12日から施行する。（第2条、第3条、第4条の改正）

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。（第2条、第3条、第4条の改正）

附 則

この規程は、平成19年5月14日から施行する。（第2条、第3条、第4条の改正）

附 則（平成23年7月1日）

この改正は、静岡県教育委員会の寄附行為改正認可の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。